

交通系ICカード対応 貸しロッカー使用約款

このロッカーは、物品を一時保管するためにお貸しするものです。
ご使用の場合は、この約款によるものとします。

1. 収容できないもの

- (1) 毒性、揮発性または爆発物等の危険物または薬品
- (2) 死体、死骸
- (3) 銃砲刀剣類等の法律上保持できないものおよび犯罪の用に供される恐れのあるもの
- (4) 盗品その他犯罪によって得られたもの
- (5) 本ロッカーを毀損、汚損する恐れのあるもの
- (6) 不潔なもの、臭気を発するもの、腐敗・変質しやすいもの
- (7) 動物
- (8) 現金及び有価証券、貴重品（重要な物品、書類、資料、カード、パソコン等を含む）
- (9) その他保管に適さないと認められるもの

2. 収容できないものを入れた場合の処置

使用期間中及び使用期間経過後の保管期間中において、その収容品が第1条（収容できないもの）に該当した場合またはその疑いがある時は、当方においてその実情に応じ、開披、保管、廃棄のほか適当な処置をすることがあります。廃棄等の処置に費用が掛かった場合には、別途、実費を請求いたします。

3. 使用時の立ち会い

当方において必要と認めるときは、収容品の出し入れに立ち会うことがあります。

4. 使用期間

使用期間 預け入れ後3日間となります。

5. 使用料金

当日営業時間において、24時間につき、表示された料金です。
その後は貸しロッカー 利用期間を越え以降も延長して使用された場合には、24時間につき、料金を追加料金としていただきます。

6. 決済手段

このロッカーは現金または交通系ICカードで決済できます。

7. 使用期間が経過しても収容品をお引き取りにならない場合の処置

- (1) 使用期間を経過しても収容品をお引き取りにならないときは、当方にて解錠し、収容品の内容を確認の上、当方所定の場所に移し、使用開始日も含めて30日間別途保管します。この場合、別途保管中の料金は第5条の使用料金をいただきます。但し、収容品が第1条の収容できないものに該当する場合及びその疑いがある場合には、当方においてその実情に応じて、廃棄その他適切な措置を取ることがあります。
- (2) 別途保管期間を経過しても収容品をお引き取りにならないときは、その収容品の所有権を放棄されたものとして、当方において廃棄その他適当と認める処理をします。当該処理に費用が掛かった場合には、別途、実費を請求いたします。

8. 当方において貸しロッカーを開く場合

- (1) 収容品が第1条の収容できないものに該当する場合またはその疑いがある場合には、貸しロッカーの使用期間中であっても当方において当該貸しロッカーを開き、その実情に応じて第2条の処置をすることがあります。
- (2) 使用者の方の責により貸しロッカーに認証させた交通系ICカード（以下「交通系ICカード」といいます）、解錠用暗証番号レシート（以下「レシート」といいます）の紛失や置き忘れ等により、ロッカーの解錠が必要となった場合は、当方の定めによる所定のロッカー解錠代行手数料を請求させていただきます。

9. 賠償責任

- (1) 次の各号に該当するときは、当方はその賠償責任を負わないものとします。
 - ① 第1条（収容できないもの）に掲げる収容品が滅失、毀損、変質等の損害を受けたとき。
 - ② 交通系ICカードまたはレシートが、紛失、複製、盗用等されることにより使用者が損害を受けたとき。
 - ③ 使用者の誤施設等、貸しロッカーの誤使用により使用者が損害を受けたとき。
 - ④ 天災、事変その他不可抗力により、収容品が滅失、毀損、変質等の損害を受けたとき。
 - ⑤ 関係官公署から収容品の調査を受け、押収または証拠品として提出を求められたとき。
 - ⑥ 本ロッカーに対する第三者による破壊行為等の結果、収容品が滅失、毀損、窃取等の損害を受けたとき。
 - ⑦ その他当方の責めに帰さない事由により使用者が損害を受けたとき。
- (2) 使用者は、このロッカーの使用に関し当方または第三者に損害を与えたときは、その賠償責任を負うものとします。
- (3) 収容品の滅失、毀損、変質、窃取等の損害について当方に責任がある場合、当方がお支払いする損害賠償金は、3万円を限度とします。

10. 交通系ICカード、レシートの取り扱い

- (1) 交通系ICカードを紛失して解錠できない場合は、直ちに当方に届け出、所定の書類を提出してください。紛失された交通系ICカードにて第三者により不正解錠が行われた場合、当方はその責任を負わないものとします。
- (2) レシートを紛失したときは、直ちに当方に届け出、所定の書類を提出してください。紛失されたレシートにて第三者により不正解錠が行われた場合、当方はその責任を負わないものとします。レシートは使用者が責任をもって大切に保管してください。
- (3) 別途保管時に収容品を受け取るときは、交通系ICカードまたはレシートと身分証明書またはこれに代わるものを提示していただきます。
- (4) 交通系ICカードまたはレシートの紛失で使用者がロッカーを開けられず、当方にてロッカーを開ける場合、使用者の本人確認徹底のため所定の書類の提出や身分証明書等の提示をしていただき、連絡先等のご記入もしていただきます。その際に証明書等の写しを取らせて頂く場合がございます。(3)の別途保管中での収容物の引き渡しの場合にも同様の使用者本人確認の措置を取らせていただきます。

11. 約款の変更

- (1) 本約款は民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、弊社は以下の場合に、弊社の裁量により本約款を変更することがあります。
 - ① 本約款の変更が、使用者の一般の利益に適合するとき。
 - ② 本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- (2) 前項より、弊社が本約款を変更する場合、本約款を変更する旨および変更後の約款の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の1ヶ月前までに変更の旨を掲示します。
- (3) 変更後の本約款の効力発生日以降に、使用者が本サービスを利用したときは、本約款の変更同意したものとみなします。

12. お問い合わせ連絡先

グローリーサービス株式会社
電話番号：0570-024-248